

令和2年度第3回幕別町都市計画審議会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日（水） 午前9時58分

2. 開催場所 幕別町役場 3-A・B会議室

3. 出席者 都市計画審議会委員 嶽山 信行 (学識経験者)
土屋 博樹 (学識経験者)
岡本 芳夫 (〃)
小島 智恵 (町議会議員)
谷内 雅貴 (農業委員会会長)
笹原 早苗 (公募によるもの)
岡本 貴美子 (〃)
中野 聖 (〃)
事務局 都市計画課長 河村 伸二
都市計画課計画係長 鈴木 亮二
都市計画課計画係 須田 明彦

4. 議事 協議第3号 緑の基本計画の見直しについて

協議第4号 都市計画マスタープランの見直しについて

5. その他

6. 議事概要 次のとおり

河村課長 ご起立願います。ご苦勞様です（礼）、ご着席ください。
只今より令和2年度第3回都市計画審議会を開催致します。
会議に先立ちまして、本日、笹原建設部長につきましては、所要により欠席させていただきますので、よろしくお願い致します。また、小川委員、小林委員につきましては所用により欠席との申し出がございましたので報告いたします。
初めに嶽山会長よりご挨拶を頂きます。

嶽山会長 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、令和2年度第3回目の幕別町都市計画審議会でございますが、何かとお忙しい中、皆さんの出席を頂きまして、審議会が開催できますことを心から感謝を申し上げます。
本日は、協議事項2件、「幕別町緑の基本計画の見直しについて」と「幕別町都市計画マスタープランの見直しについて」であります。
都市計画マスタープランの見直しについては、これまで審議を重ね、令和2年度第2回の審議会におきまして素案の説明があったところです。
その後、北海道と協議を行い案がまとまったので、本日はその内容について説明を受けたいと思います。
また、緑の基本計画の見直しについては、町民アンケートなど町民の意見を反映し策定した案について説明を受け、皆さんのご忌憚のないご意見を頂きたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い致します。

河村課長 それでは、会議に入らせていただきますが、これ以降の進行につきまして、嶽山会長よろしく願いいたします。

嶽山会長 それでは、会議日程に基づきまして、会議を進めていきたいと思います。
 日程2 議事、協議第3号、緑の基本計画の見直しについて説明を受けたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

鈴木係長 計画係の鈴木です、よろしく願いいたします。まず最初に資料の確認をさせていただきます。令和2年度第3回幕別町都市計画審議会議案と資料1の幕別町緑の基本計画、資料2幕別町都市計画マスタープランはお揃いでしょうか？
 それでは座ってご説明させていただきます。

 協議第3号『緑の基本計画の見直しについて』、ご説明いたします。
 緑の基本計画につきましては、これまでに審議いただいている都市マスと同じく、令和2年度に目標年次を迎えることから、今年度中の計画決定を目指して進めております。
 今回の見直しに当たって、前回計画をベースに見直しを行っておりますが、審議会でも協議いただき、ご意見をいただきたいということで協議事項にあげたものであります。
 説明資料としましては、資料1の幕別町緑の基本計画（案）となります。
 それでは説明をさせていただきます。
 1枚めくって目次をご覧ください。
 まず計画書の構成をおおまかにご説明いたします。
 第1章としましては、計画の基本的な部分と策定の経過として、町民アンケートの結果、第2章では、幕別町の現況として自然環境や施設緑地等の現況や、現計画の達成状況を掲載しております、現状を把握する章となっております。
 第3章では、現状を踏まえ、今後の計画の基本理念や基本方針、緑化目標水準を設定しております。
 第4章では、緑地を4つの系統に分けそれぞれの配置方針について記載しており、第5章では、緑地の整備目標及び配置方針についてという構成となっております。
 参考資料になりますが計画書でいえば62ページ以降の部分となりますが、こちらをご覧くださいと思います。
 1番から4番までにつきましては、旧計画で立てた目標に対して、実績はどうだったか比較を行っているものとなります。1番は総括表になっておりまして、公園などの種別ごとに、左から中間年次の実績、目標年次における目標値、改定年次における実績値、一番右側は目標値における増減となっております。種別ごとの細かな数字につきましては、2番から4番まで詳細に記載されております。5番から8番までは、新計画の部分となりますが、こちらは現況数値に対して、目標値がいくらになっているかという作りになっております。こちら1番から4番と同様に、5番が総括表、6番から8番までが詳細の部分となっております。9番から13番については施策の方針図や公園等の配置図となっております。
 それでは詳しい内容について、1ページ第1章「緑の基本計画と策定の趣旨」をご覧ください。まず、緑の基本計画とは何かという部分ですが、都市緑地法を根拠法令とした緑とオープンスペースに関する総合的な計画となります。基本的に緑の基本計画は都市計画区域内についての計画ですが、幕別町の計画では、町全体にかかる地域緑化推進計画を包括していることから、町全体の緑に関する総合的な計画となります。
 次に策定の背景となります。現計画が16年経過し、町の緑は一定水準まで整備が進められてきましたが、近年では人口減少、少子高齢化の進行など社会情勢は

大きく変化していることから、緑が持つポテンシャルの最大限の発揮が求められています。

2ページになります。こちらは対象とする緑として、都市緑地法で規定される緑地を分類したものになります。大きくは、施設整備を通じて設置される都市公園等の「施設緑地」と法令による土地利用規制を通じて確保される河川区域等の「地域制緑地」に区分されます。

3～4ページになりますが、こちらは緑の役割と必要性について、「快適な都市環境の形成」や「災害に強いまちの形成」など5つほど記載をさせていただいております。

5ページになります。計画策定の経過であります。現計画の目標年次を迎えたことに加え、この間に計画の根拠法令である都市緑地法の一部改正、指針となる「北海道みどりの基本計画」の策定や整備保の見直し、町の総合計画の策定などまちづくりに関する計画等の見直しが行われました。また社会情勢や住民ニーズにも変化が生じています。

これらを踏まえて、緑地の適正な保全及び緑化の推進、公園の管理の方針として計画の策定を行っています。

住民の意向把握としまして、(1)のように昨年度にアンケート調査を実施しております。これは、昨年度に都市マスのアンケートと合わせ実施したもので、約2,100人中32.2%から回答をいただきました。アンケート調査の結果につきましては、6～9ページになります。

質問の1,2になりますが、身近な「みどり」と街路樹の量については、「ちょうど良い」「多い」との回答が8割を超え、緑の量についてはおおむね満足できる量が確保されているものと考えられます。

質問3ではここ10年の地域の緑について聞いていますが、①②③の回答は全体の8割を超え、多くの方は緑の量は減っていないと感じられているといえます。

質問4のどこの緑を増やしたらよいかでは、質問1で「みどり」の量について、「ちょうど良い」「多い」の回答が8割を占めていたこともあり、増やしたい場所については、「特にない」が最も多い結果となりました。

質問5の特に減らさない方が良く思うところは、「公園」に次いで「学校などの公共施設」となり、既存公園、学校などの公共施設の緑の維持を望んでいるようです。

8ページになります。質問6の緑や公園に期待する役割と機能では、幅広い選択肢が選択されており、緑や公園に求める機能は多岐にわたっていると考えられます。

質問7は、利用頻度の高い公園についての質問ですが、多くの方は公園を使用していますが、2割を超える人が「公園は利用しない」と回答していることから、住民ニーズを十分把握した上で、今後の公園整備・管理運営を検討することが重要だと考えられます。

質問8は、公園の数についてですが、「ちょうど良い」と「多い」を足すと約8割を占めていて、数については概ね満足できる数であると考えられます。

これらのアンケートをまとめますと、量的には現状維持を希望しており、ニーズにあった公園機能の充実などの質の向上などが求められていると言えます。

(2)にパブリックコメントとして記載していますのは、今後原案ができ次第実施予定のもので、2月から3月にかけて行う予定です。

10ページ第2章「幕別町の現況」となります。

1 幕別町の概況につきましては、大きな変更がないため省略します。

11ページについては、幕別町の土地利用について掲載しております。数値につきましては、策定時欄には最新の数値を記しています。

なお、行政区域の面積が36ha減少している理由としましては、平成23年に幕別町と更別村との未確定だった境界が確定したことと、平成26年に国土地理院による計測方法の変更に伴い総面積の変更があったためです。

12ページをご覧ください。ここからは2自然などの現況となりますが、前回計画を基本とし、現況にあった数値や植生など若干変更しております。なお、前回計画では動物相として、平成8年度実施の幕別生きもの調査報告書及び環境省で行っていた自然環境保全基礎調査から動物の町内分布図等を掲載しておりましたが、前回計画に掲載以降、同様の調査実績がないことから、不確かな情報を掲載するわけにもいかないため、今回の計画では未掲載としております。

次に19ページをお開きください。3施設緑地の現況となります。施設緑地とは2ページの緑地の分類にもありましたが、施設整備を通じて設置される緑地のことです。まず(1)の都市公園となりますが、こちらは公園の種別ごとに箇所数及び面積を整理したものです。なお公園の種別につきましては、20ページに種類ごとの内容を掲載しておりますのでご参照願います。

21ページになります。(2)公共施設緑地ですが、①道路緑地として町道の街路樹の構成を、②に公共公益施設緑地としてパークゴルフ場等を挙げています。

(3)民間施設緑地には市民緑地や民間ゴルフ場、寺社境内地などを挙げています。

22ページ4地域制緑地等の現況になります。こういったものがあるかといいますと(1)に法によるものとして①河川法による河川区域、②森林法による保安林区域と③地域森林計画対象民有林があげられます。

23ページになります。こちらは条例によるものとして、環境緑地保護地区、自然景観保護地区、鳥獣保護区があげられます。なお、それぞれのエリアにつきましては、24ページの土地自然特性図に掲載しておりますが、指定状況としましては、前計画から新たな地区の追加や廃止はありません。

25ページになります。ここから28ページまでが前回計画見直し時における目標値に対する達成状況となります。

まず表の作りですが、一番左の列が項目、2列目が前回改定時の現況数値、3列目が今回計画策定時の現況数値、一番右列が前回計画で設定した目標となります。

まず人口の見通しとしましては、国勢調査に基づく推計値を目標値としていますが、今回策定時の人口につきましては、現在国勢調査の最中ということでありますので、参考値として令和元年度末の住民基本台帳からの数値を記載しておりますが、おおむね計画通りの人数となりました。

次に緑地の確保目標水準ですが、区域別に緑地の面積とその区域における緑地の割合を示しております。行政区域全体で見ますと、前回策定時面積が17,204haであったのが、今回の現況では17,120haと減少しております。これは地域森林計画対象民有林の伐採等に伴う減少が主な要因となっておりますが、行政区域に占める緑地の割合的には概ね目標値を達成しております。

次に26ページをご覧ください。

まず公園等施設緑地の目標水準となります。こちらにつきましては、止若公園等都市公園の面積の増加により目標をわずかに超える水準を確保することができました。

緑化の目標につきましては、行政区域及び幹線街路が目標値を下回る結果となりました。

27ページになります。都市計画区域内の都市公園の整備目標と公共施設緑地の整備目標ですが、こちらはすべての種別について、概ね目標値を達成することができました。

28ページについては、民間施設緑地、地域性緑地になりますが、施設の廃止や地域森林計画対象民有林の減少により若干面積の減少はありますが、概ね達成することができております。

29ページここから第3章緑地の保全及び緑化の目標となります。

前段でも説明させていただきましたが、町の総合計画、都市マス、帯広圏域の整開保などが改定されていますが、緑の基本計画はこれら上位計画との整合を図り、今回策定を行いました。

まず基本理念ですが、前回は「水と緑が人を迎えるまち まくべつ」としておりましたが、今回は「緑と人が調和するまち まくべつ」とさせていただきます。これは都市マスの目指すべき都市像を「都市と自然が融合する持続可能な調和都市」とさせていただきますが、これは、今後いかに効率的で持続可能な行政サービスを行っていくかを考えたとき、人と人、人と都市、都市と自然、自然と人それぞれが調和のとれた発展を遂げる必要があるとして設定したものです。緑の基本計画は自然にかかる部分として、人と自然の関係をピックアップし本計画の基本理念としました。

30ページは緑の将来像図となります。こちらには将来像としてレクリエーション活動拠点や骨格となる緑を落とし込んだものとなります。

31ページは基本方針として、「緑を守る」「緑を使う」「緑を育む」とさせていただきます。前回計画では「守る」「育む」は同じですが、もう一つは「増やす」としていたものを今回は「使う」と変更しました。「守る」「増やす」「育む」とすると、自然に対して人が一方的に手をかけるイメージとなります。一方で、緑の量については、前段のアンケートでもありましたが、多くの方が概ね満足しているという状態であります。このことから「増やす」を「使う」とすることによって、人と緑のお互いの関係に調和が図られ、今回の基本理念にもつながると考え「使う」としました。

まず緑を守るにつきましては、都市計画区域周辺の河岸段丘や河川空間の緑、南に広がる丘陵地の防風林や水源かん養保安林などを骨格となる緑として維持・保全に努めるものとしています。

32ページをご覧ください。次に緑を使うでは、森林資源の循環の促進、公園におけるイベント活用など、みどりが持つ多面的機能や効能を最大限に活用するとしています。

育むにつきましては、緑を知る機会を作ることにより地域住民の理解促進に努め、木に親しみを持てる土壌づくりや環境を考える契機を提供することで、人から緑を育てることとしています。

33ページになります。こちらは施策の体系を表にまとめたものとなります。

まず基本方針の緑を守るでは、保安林の追加指定や河畔林の維持管理、優良農地の保全など、緑を使うでは、利用しやすい公園づくりの推進、公共建築物や公共土木工事における地域材の利用、また、緑を育むではイベント時による木育事業の開催や緑に関する情報発信などを上げました。

34ページをお開きください。まず計画の目標年次ですが、前回計画と同様、概ね20年後を見据えた計画とし、目標年次は令和22年と設定し、修正の必要が生じた場合には見直すものとしております。

対象区域につきましては、前段でもありましたように、町全体の緑を一つのつながりとしてとらえ、町内全域となっております。

35ページ人口の見通しは、策定時については、令和元年度末の住基人口、中間年、目標年は、国勢調査からの推計値を設定しています。

また、市街地規模の見通しについては、都市計画マスタープランの見直しでもありましたように、市街化区域の拡大が見込められないことから、現状の面積を維持するものとしております。

36ページになります。こちらは緑化の目標ですが、いずれの地域・施設に関しましても、今ある緑の量を減らさず、同等量を確保する目標となっております。

37ページの公園等施設緑地の目標については、一人当たりの緑地の面積を計算するのに、緑地の面積を維持する目標となっていることから分子は変わりませんが、分母である人口は、減少すると推計されていることから、目標年次では1人当たりの面積が約130㎡となっております。

38ページをお開きください。

ここからは4章として系統別配置方針となります。

都市の緑地が有する諸機能を効果的に発揮させるには、緑地を系統的に配置し、特性に応じて適正に管理していくことが重要であると都市緑地法運用指針においても記されていることから、4つの系統に分けて配置方針を定めています。

まず環境保全系統の配置方針では、緑の環境保全機能を活用して、快適なまちづくりを進めるために緑の適切な配置と維持に努めるとしております。

具体的には、十勝川などの河畔林を含む河川緑地や幕別地域と忠類地域を結ぶ緑、河川緑地等に隣接する段丘斜面樹林などを骨格となる緑と位置づけ、(2)に拠点となる緑として、スマイルパーク、明野ヶ丘公園など規模の大きな公園を拠点となる緑とし、多面的機能の維持に努めることとしております。また、広域公園である十勝エコロジーパークや都市緑地である十勝川河川緑地等は水と緑のネットワークの形成や拠点となる緑地空間として維持保全に努め、また、それらを生かした緑の回廊の保全に努めます。

(4) 地域の緑では、最も身近な緑である公園についてあげていますが、厳しい財政状況も考慮しながら、適正な維持管理とともに、小規模街区公園については、地域の変化に応じ、公園の再編や機能の見直しなどを進めることとしております。

40ページについては、環境保全系統の配置方針図となります。

41ページのレクリエーション系統の配置方針になります。

(1) 広域的な活動の場として、道立公園を含んだ十勝エコロジーパークを広域的レクリエーション拠点として活用するとともに、スポーツ施設等を含むスマイルパークや幕別町運動公園などをスポーツレクリエーション拠点として機能の維持保全に努めるものとしております。

明野ヶ丘公園ですが、供用開始から30年を経過していることから、再整備に向けた検討について記載しております。

42ページになります。

(2) 日常的なレクリエーション施設については、身近な近隣公園や街区公園をレクリエーション・健康増進の場としてあげ、これまでも行ってきたように社会資本整備総合交付金等の交付金事業などを活用しながら適切に維持管理することとしております。

44ページをお開きください。

災害時などに様々な役割を持つ緑地の防災系統の配置方針となります。

ここでは人を守る緑について、公園の適正な維持管理と、公共施設間の緑のあるネットワーク形成を、また、まちを守る緑については、火災時の延焼防止などの機能を持つ中小河川の維持管理の徹底、土砂崩壊や流出防止につながる河岸段丘の緑の維持保全などを挙げています。

46ページになります。

景観構成系統の配置方針となりますが、幕別らしい個性と魅力ある都市景観を創造するものとし、(1) 自然的景観では町内に配置されている保護地区や河畔林、幕別地域の市街地の南部に広がる樹林、忠類地域の市街地東部や南部に広がる樹林を適切に保全することとし、47ページの(2)、(3)、(4)の公園・緑地の景観、都市的景観、農村的景観についても、既存の公園や街路樹、耕地防風林などの適正な配置・保全に努め、良好な景観を保全することとしています。

49ページをお開きください。

先ほどまでは系統別の緑地の配置方針ということで説明させていただきましたが、ここからは緑地の種類別配置方針、緑化の推進のための施策の展開となります。

まず都市公園についてです。

整備目標としましては、新たに市街地開発が行われる場合には、計画的に整備を進めるとしてありますが、現時点では新たな市街地開発の見込みはないことから、面積につきましては、現状維持としています。なお、一人当たりの面積について

は、将来人口の推計値が減少していることから、目標年次では119.01㎡から128.91㎡へと増加しています。

50ページをお開きください。

こちらは公園の種類ごとに記載されておりますが、いずれも既存に配置されているものについて、機能の維持保全に努めるものとしております。

51ページになります。こちらは公園施設の整備・管理の方針となり、平成29年度の都市緑地法の改正により、緑の基本計画の法定記載事項に都市公園の管理の方針が加わったことで記載したものととなります。

管理としては、行政による日頃からの適正な維持管理や幕別町公園施設長寿化計画に基づく計画的な補修や改修を進めることとし、行政と地域住民による協働の管理活動を進めることとしています。

また、公園の再編や機能向上に関する方針としては、再編や機能の見直しなど地域のニーズに対応した公園整備に努めることとし、大きな公園の改修等に当たっては、ワークショップや公区などの意見の把握に努め、整備に反映させるよう努めるものとしております。

(4)は概ね4ha以上の公園について掲載しておりますが、前回から追加となったものが一番上の止若公園となります。これは平成28年に河川緑地に含まれていたサーモンコースの占用分を公園敷地として変更したため面積が増加したことによるものです。

52ページをお開きください。公共施設緑地になります。

公共施設緑地は都市公園以外の公園等として公共が設置した条例公園やパークゴルフ場などがあります。位置づけとしては道路、学校、公営住宅など建築物に付随した緑地もあげられますが、それらの箇所数や面積については把握が困難なことから表には含まれておりません。

公共施設緑地についても、都市公園同様に現状で新たな公園整備等予定していないことから、面積については現状維持となっています。配置方針につきましては、①に条例公園から始まり②パークゴルフ場ゲートボール場、③道路と続いておりますが、既存の緑の保全を基本とし、公営住宅など新たな施設が整備される場合には住空間に潤いを与えるよう、適正に配置するものとしています。

54ページをお開きください。民間施設緑地になります。

こちらは民間によって設置されたパークゴルフ場や広場等となりますが、持続性の高さなどから今後とも維持保全に努めるものとしております。

55ページは施設緑地の配置図となりますが、図中のアルファベットは参考資料の表中にあります、一番左の欄の図対象番号欄とリンクしております。

56ページになります。地域制緑地の整備目標と配置方針となります。

まず法によるものとして、河川法による河川区域については良好な自然環境の保全や防災等の緑の持つ機能の維持について、森林法では、保安林区域、次のページには地域森林計画対象民有林がありますが、いずれも前回計画の目標値から面積は減少しておりますが、面積的にはこれ以上減らさないことを目標とし、機能の維持に努めるものとしております。

58ページも55ページ同様に地域制緑地の場所を示した配置図となります。

59ページをご覧ください。

緑化の推進方針になります。

まず、公共公益施設の推進方針となりますが、①都市公園については、新たに市街地が開発される際には、計画的に整備を進め、緑化基盤の整備や樹種、管理のしやすさなど留意することとしております。また②の都市公園以外の公園等にも言えますが、維持管理については、地域住民と協働して緑を守ることとしております。

③の道路④のその他公共公益施設については、新たな施設整備の際の方針について記載しております。

60ページ民有地の推進方針になります。

住宅地については、新たな市街地開発の際には、事業者等と協議し、また地区計画の活用などを進めて景観に関する取り組みを検討するものとしています。

商業地では商工会等と協力を図り、緑化の推進に努め、工業地においては、事業者等と十分協議し、緑の保全に配慮するよう求めています。

61ページ普及啓発活動等の推進方針になります。

ここでは、緑の重要性を知り、町全体の緑への取組を広げるために、「知る」機会「ふれあう」機会を持つことが重要であり、地域に根差した緑づくりを進めるとしています。

まず（１）学習の場の提供と支援では、学校緑地の充実やすべての住民の方々を対象とした環境学習の場の充実を図ることとしています。

（２）の緑に関する情報の収集・発信としては、イベント開催に合わせた木と触れ合う体験事業や情報発信コーナーなどの設置により情報提供に努めることとしております。

最後になりますが、（３）町民とともに緑を育てるとして、緑を守り育てていくためには、まず普段から緑に触れ、親しむ機会や緑に対する共通の認識を持つことが重要であり、木に親しむ土壌づくりとして、地域材を活用した木製品を提供することで、幼少期から木に親しんでもらうと同時に、子育て世代に対しても、地域の産業、環境を考える機会を提供する取り組みを進めることとしております。

以上で緑の基本計画についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

嶽山会長

ありがとうございました。只今、事務局から緑の基本計画について説明がありました。合計62ページまでという長い範囲ですけど、皆さんの方で、ご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。どうぞご遠慮なくご意見、ご質問をお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいませんか？

岡本委員。

岡本委員

たくさんあって中々理解することができないのですが、住民アンケートの結果で、緑の量については、ほぼ充足しているだろう、満足されているだろうという考えが多かったのですが、まちづくりの中に緑を取り込むというのは景観の問題など色々な問題があると思うのですが、今回この計画の中では、いわゆる公共施設、それから公共的な部分をメインに書き込みされていますよね。まちの景観だとかまちづくりの根幹の部分は、宅地という限定はしませんが、民有地がかなりウエイトを占めていると思うのですが、その辺の書き込みはほとんどされていないのですが、どういう考え方でしょうか？

河村課長

民地につきましては、なかなか行政でそこに手を加えていくというのは難しいといったことが実態としてあるかと思います。いわゆる地区計画ですとかそういうことでの規制といいますか、塀の禁止ですとか生垣を作ってくださいですとか、規制としてはその程度でとどめているのが現実でありまして、あと我々ができることとしたら、規制ではなく、何か補助的なものがあればいいのですが、協働のまちづくり支援事業でやられているような公区全体での公共性があるようなたとえば街路ですとか、近隣センターへ花を植えるとかそういうことになってしまいますので、どちらかと言うと、我々ができるのは、我々の施設、土地について緑を増やしていこうですとか緑を知ってもらおう、という取り組みに重きを置くことなのかと考えています。

岡本委員

端的に言えば、行政と民の役割分担ですよね。その中の行政なり、民間も当然絡むんですけど、主に行政が主導する部分として計画に取り上げますよと。各宅地の部分ですとかは公区単位なりで独自にまちづくり支援事業を入れるなど、そういった感じで進めていきたいということで、大きく分けているという考え方でかまわないですか？

- 河村課長 そうですね。我々ができるとしたら、やはり今おっしゃられたようなことになるかと思います。
- 岡本委員 実は私は、まちづくりの委員会に関わっている部分があって、その中で緑と言いますか、花の部分をやっています。その中では町全体で住民を対象とした緑化推進の啓蒙なり育成といった部分で研修会や講習会を開催しているのですが、住民主体でそこまでやるのはいいのですが、ではそのあとどうなるのだったという、いわゆる継続性なりもっと行政が入って大きく広げてくなりというそういった流れがちょっと見えないのですよね。ただ研修して終わってしまうのですよ。その辺のつながりというものを何か計画の中に、あまり具体的には盛り込めないと思うのですが、そういった民と公の機関とのつながりというようなものを重視するといったような部分の盛り込みがあると進めやすいのかなという気はありますが、ただ中々難しいと思います。
- 河村課長 実際にはイベント関係で緑の部分について皆さんに広報活動をするとか、家庭でやられている花壇を作ったとか、確か手づくりのまちの事業だったと思いますが、写真のパネル展を開催してお知らせしているといったようなこともやっております。そういうことで住民の多くの方に緑を知ってもらうというような取組みはしていきたいと思います。
- 岡本委員 もう一点、前回の計画では緑化重点地区を設定していましたよね。今回外していますよね。それは目的が達成されたっていいのか、あえてそこまで重点地区としてやっていく必要性がないのかどうということでしょう。
- 河村課長 前回につきましては、区画整理事業内で国の補助事業を活用するというのが主の目的で、位置づけをした上で、補助事業で整理したということがありまして、位置づけとして前回計画で掲載させていただきましたが、今回その目的は達成されておりますのであえて載せていません。緑地や公園などは引き続き管理していきますので、そういう意味で今回計画から外させていただいております。
- 岡本委員 ありがとうございます。それともう一つ、細かい話なのですが、街区公園ありますよね。その管理については、たぶん公区にお願いしていると思うのですが、現在は全ての街区公園を公区が管理していますか。それとも全然公区が手を出せないで町が直接やっているというところはありますか。
- 河村課長 確か一部あったと思います。
- 嶽山会長 他に、ご意見、ご質問ございませんでしょうか？どうぞ遠慮なく、ご意見をいただければと思います。
- ・・・・・・・・（意見無し、質問なし）・・・・・・・・
- 嶽山会長 次に、協議第4号、都市計画マスタープランの見直しについて説明を受けたいと思います。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木係長 協議第4号『都市計画マスタープランの見直しについて』、ご説明いたします。
都市マスにつきましては、昨年度から見直し業務を進めておりまして都計審においては、これまで令和元年度の第1回の見直しについての報告から始まり、協議としましては本日で4回目となります。9月1日の前回都計審から案の作成までの経過をまず説明させていただきたいと思います。
8月下旬から北海道との任意協議を開始しておりまして、数回協議を重ねまして、大きな変更はありませんでしたが若干の修正が加わり、11月2日をもって協議が終了いたしました。

変更点につきましては、本文中に赤い下線で示しておりますが、後程簡単にご説明させていただきます。

また、10月21日、22日にはそれぞれ幕別地区、札内地区で都市マス変更に伴う説明会を開催する旨広報で周知をしておりましたが、両日とも参加者はありませんでした。

それでは前回からの変更点についてご説明いたします。

まず外見の部分としましては、幕別町をイメージしやすいよう、町職員の名刺やポロシャツ等に使用しているデザインを表紙としております。また、所々に写真や注釈を差し込んで体裁を整えております。

次に北海道との協議で修正を加えた主なものを説明させていただきます。

4ページをお開きください。ここでは、圏域の整開保や町の総合計画、他の計画との関係を記載しておりますが、個別の都市計画と都市マスとの関係も記載してはと意見があったため、5行目のまた書きの部分について、個別の都市計画は都市マスに即して定めるものと記載を追加しております。

7ページになります。③には帯広圏の人口推移が記載されておりますが、H22の幕別町以外の人口について、年齢不詳人口を除く人口となっていたことから、数字を修正しております。

10ページになります。こちらは①に都市計画区域内の人口、②に市街化区域内の人口を掲載しておりますが、素案の数字が町独自で拾った数字を記載しておりましたが、人口フレームの計算等に用いる区域区分の変更調書の数字が国勢調査の数字となっていることから、それに合わせ修正しております。

21ページをご覧ください。

②骨格となる交通網になりますが、2つ目のセンテンスの後段の幕別町に位置する放射道路について素案では通り名を記載していなかったため、どの道路なのか分かりづらかったため、中央通（国道38号）と明記し、それに伴いまして23ページの将来都市構造図にも放射道路がどれかわかるよう記載しております。また21ページの②に記載のある町道幕別札内線につきましても位置の記載について指摘があったため23ページに町道名を記載しております。

26ページをご覧ください。

こちらは部門別構想の土地利用の方針となりますが、整開保との整合性の観点から、土砂災害特別警戒区域の市街化抑制に関して、⑤その他の土地利用として記載を追加しております。

31ページをご覧ください。

こちらは道路整備方針図となりますが、素案ではそれぞれのコメントは地域別の整備方針図に記載していたため、掲載しておりませんでした。道の指摘により、道路整備等にかかる部分について、地域別と同様にコメントを追加しております。

32ページになります。②③をそれぞれ都市基幹公園、住区基幹公園と表現しておりましたが、整開保との整合性から記載を変更しております。これに伴い、後ろのページで同様の標記部分についても記載の修正をしております。また③の二つ目の黒ボチ部分では、小規模街区公園について、どのような公園の位置づけなのか指摘があり、()書きの部分について1,000㎡未満の街区公園として追記しております。

36ページをご覧ください。

こちらは安全・安心な都市づくりの方針となりますが、今年度の都市再生特別措置法の改正により、防災・減災の主流化として、立地適正化計画に防災指針を位置づけることになりました。その防災指針には、災害ハザード情報を踏まえた都市のリスクを評価し、災害に強いまちづくりについて具体的な取り組みや目標値を検討することとなっています。幕別町においては立地適正化計画は策定していませんが、道から都市マスにおいても災害リスク情報を踏まえたまちづくりについて記載すべきと指摘があったことから、洪水ハザードマップや土砂災害危

険箇所マップ等の災害リスク情報を活用し、施設整備の際に防災配慮について検討するとしております。

以上が北海道との協議により修正を加えた大まかな部分となります。

次にページが前後して申し訳ありませんが、22ページをご覧ください。

こちらは、③骨格となる緑になりますが、先ほど協議事項第3号で説明させていただきましたが、変更した基本理念と基本方針の部分について内容を変更させていただいております。

以上で都市マスの前回審議会からの変更点についての説明を終わります。

嶽山会長 只今、事務局から都市計画マスタープランの見直しについて説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。

嶽山会長 個人として聞くのですが、例えば18ページにしても33ページにしても、色々写真がありますが、参考に場所を書いてもらえばなお良いと思うのですが。わかるところとわからないところがある。

鈴木係長 18ページにつきましては、運動公園になります。33ページは明野ヶ丘公園を上空から撮影したものと、下の写真は北町の北公園の写真となります。ご指摘いただきましたので、どこか分かりづらいため、それぞれ場所をいれさせていただきたいと思います。

嶽山会長 皆さんからありませんか。どうぞご遠慮なく。

笹原委員 細かい質問になるのですが、36ページの安全安心な都市づくりの方針になるのですが、防災についての質問ですが、防災機能の強化という中に、黒ポチで耐震性貯水槽について適切に運用していきますと、水のことについて書いてありますが、断水の対応について幕別町は整備済みだと思うのですが、これは飲み水について整備しましたということだと思うのですが、具体的なこととして、排せつについての対応というのは、どんなことを方針で考えているのでしょうか。

河村課長 防災の担当になりますが、今聞いている中では、マンホール型ですとか検討しているようですが、やはり冬期間の運用ですとか、管理などの課題がある中で、今後どうしていくかということが検討事項であるかと思います。役場庁舎にしましては、災害時でも対応できるようなタンクを持っていますので対応できるのですが、避難所につきましては今後課題になるかと思います。

笹原委員 確かレンタル業者さんと防災協の協定を幕別町さんでは結ばれましたよね。確かそんな新聞記事を拝見したことがあるのですが、各避難所が今年ハザードマップと一緒に避難所の冊子をいただいたのですが、避難所のトイレの対策というものが、だいたい東日本大震災の時の各町の統計によりますと、仮設トイレが各避難所に到着したのが、3日以内が34%、4～7日が17%、8～14日が28%という文献がありまして、人間は災害が発生してからお手洗に行きたくなる時間というのが、3時間で31%、9時間までですと約8割の人がお手洗に行きたくないとされています。各避難所におけるお手洗いが断水になった場合、水が流れないとしたら、ごはんやお水を食べることをたぶんやめる、そうしたら罹災したことにより死亡した方も出てくる、お手洗いが行けなくなって、お水や何かを控えだすことによって、体温が下がるということも考えられると思うのですが、例えば町としての設置が追い付かない部分に関して、そのレンタル業者さんと、この場所に関しては住民が何人いるので何基、何日以内に届けていただくとか、そういうことの洗い出しというのが必要なのかなというのと、可能であれば今後の避難拠点において、幕別役場さんと同じような災害対応型便器、断水になったときにボタンと、平常時は通常の水洗トイレ、断水時は便器内にある蓋をボタンと開けたら地下の貯留槽に排泄物が落ちて、一時的にはボタン式便器になるというようなものを暫時整備していくことが必要なかと思いました。避難所の設置とそこに集まる人の人数を想定したレン

タル業者さんと既存の施設の配置に対する集まる人口というものの洗い出しをしていただけたら今後良いかと思ひながら、この文書を読ませていただいたところです。

河村課長 避難所については、多くは近隣センターや学校ですとか既存の施設を利用しながらということになりますので、抜本的な施設に対しての改修というのは大変だろうと思ひますので、委員がおっしゃられますようなレンタル、配置の確保というのを見据えた中での計画というのを考えなくてはならないと思ひます。

嶽山会長 他に、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

．．．．．（意見無し、質問無し）．．．．．

嶽山会長 無いようですので、次に日程３、その他について事務局から何かありますか。

鈴木係長 今後のスケジュールとなりますが、本日いただいた意見により手直しをくわえまして、２月にはパブリックコメントを実施する予定です。

最終的には、３月に都計審を開催し、そこで諮問答申させていただきたいと考えております。３月が近づいてきたら、日程調整の方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

嶽山会長 他に、委員の皆様からご意見、ご提案等はありませんでしょうか。

．．．．．（ありませんとの回答）．．．．．

嶽山会長 その他、ご意見、ご質問も無いようですので、本日の会議を終了いたします。

河村課長 それでは、みなさま、ご起立願ひます。本日は、ご苦勞様でした。